

# 危険物新聞

第282号

発行所 大阪府危険物品協会連合会  
 発行人 川井清治郎  
 大阪市西区西長堀北通1丁目  
 四つ橋ビル8階  
 TEL (531) 9717.5910  
 定価 1部 50円

## 給油所で品質管理 4日ごとに分析、記録

揮発油販売業法がいよいよ5月23日施行され、これに伴い給油所で揮発油の品質管理上分析を行うことになり、消防庁では分析機器の設置、分析時の危険物の取扱基準について、通達を発令した。

大阪市消防局では、この通達内容施行に関し、  
 ①通達5(1)のなお書きにいう分析室以外の給油所敷地内で設置するときは、変更許可申請は要らないが、法第16条の5に基き資料を提出すること。  
 ②分析後の残資料は速みやかに専用タンクに戻すこと。  
 ③品質管理者が危険物取扱者という主旨から、分析中の給油業務において危険物取扱者の立合い厳守に注意すること。

### 「揮発油の分析」とは

揮発油販売業法は、揮発油販売業について、登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び品質の確保をはかり、揮発油の供給の安定、消費者の利益の保護のため、昭和51年11月25日公布された。

この法律に基き、給油所を用いて揮発油を販売する業者

(既存の業者も含む)は、通産大臣に申請してその登録を受けなければならない。

販売業者は、給油所ごとに品質管理者(有資格者)を選任し、品質の適正な管理を行わなければならない。

品質管理者は、分析設備を使用して揮発油の分析を行いその結果を記録保存しなければならない。

分析は、定められた機器(ガスクロ)を用い、4日ごとに行い、その資料は、給油管から採取しなければならない。



安全な社会環境づくりに奉仕する

## 消火器界に一大革命!

ハツタ 粉末消火器  
《国家検定合格品》

好評発売中です

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社・工場 大阪府枚方市招提田近3-5 〒573  
電話 0720-56-1281(代)

大阪支社 電話 06-473-4871~4  
堺出張所 電話 0722-21-3444



揮発油販売業法の施行に伴う給油取扱所の規制に関する運用について

(52. 5.18 消防庁危険物規制課長)

昭和51年11月25日公布された揮発油販売業法(昭和51年法律第88号)が同法の施行期日を定める政令(昭和52年政令第151号)により来る5月23日から施行されることに伴い給油取扱所(自家用の給油取扱所を除く。)においては、揮発油の品質を確保するため所定の資格を有する品質管理者が分析設備を使用して揮発油の分析を行わなければならないこととなった。

これに伴い、分析試料の採取、分析後の残りの試料の処置並びに分析室の位置、構造及び設備、分析機器等に関しては、下記により運用されるようご配慮願いたい。

また、管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようご指導を願いたい。

記

1 分析試料の採取方法

分析試料の採取は、固定給油設備から危険物の規制に関する規則第44条第1項に定める表示をしたブリキかん(容量が500ミリリットル程度のものとする。以下「試料容器」という。)に行うこと。この場合において、その採取量は、分析に必要な量を考慮して、努めて少量にとどめること。

2 分析の場所等

(1) 分析は、下記3の分析室で行うこと。ただし、試料容器の口がシリコンゴムせんにより密封されているもの(例図参照)であって、当該試料容器からの分析試料の採取が注射器によりシリコンゴムせんが付してある状態で行われる場合は、この限りでない。

(2) 分析機器は、蒸留により分析する方法以外の方法による機器(分析のためのキャリアガス等として水素等の可燃性ガスを使用するものを除く。)を使用すること。

3 分析室の位置、構造及び設備

分析室は、次により設けること。

(1) 専用の室とすること。

(2) 壁、柱及び天井(天井のない場合は屋根)は耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(3) 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

(4) 窓には、網入ガラスを用いること。

(5) 可燃性蒸気が滞留しない構造とすること。

(6) 給油取扱所に設けることとされている消火設備のうち1個以上の個数の第5種の消火設備を設けること。

4 残試料の処置

分析後の残りの試料は、分析終了後すみやかに、安全な方法で専用タンクに戻すこと。

ただし、専用タンクに戻すまでの間、油庫において容量が20リットル以下の鋼製容器に限り残りの試料を一時的に保管することができる。

5 その他

(1) 分析室を設けることに伴い、消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可の申請があった場合には、すみやかに所要の措置をとること。

なお、既にある室を上記3の専用の室として使用する場合は、変更の許可を要さないものであるため念のため申し添える。

(2) 昭和50年6月19日付け消防予第58号「給油取扱所の建設について」都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達は廃止する。

Advertisement for Yamato Fire Equipment Co., Ltd. featuring the slogan '信頼のヤマト' (Trustworthy Yamato) and listing various fire safety products like extinguishers, alarm systems, and fire suppression equipment. Includes contact information for Osaka City, Higashi-Nishi 1-7-11.

## 定期点検について

### 消防庁指導指針発令

危険物施設の定期点検制度が実施され早や1年が経過したが、消防庁危険物規制課ではとりあえず屋外タンク貯蔵所に関し、記録表の様式、点検項目、点検要領等について指導指針を発令した。

その内容は、

- (1) 屋外タンク定期点検記録表(別掲)
- (2) 屋外タンク(浮き屋根式)点検表
- (3) 屋外タンク(固定屋根式)点検表
- (4) 泡消火設備点検表
- (5) 屋内(外)消火栓設備点検表
- (6) 水噴霧消火設備点検表
- (7) 冷却用散水設備点検表

で、この点検表に基き点検するよう指導している。

記録は(1)が表紙で、(2)か(3)が添付され、また消火、冷却

設備の種類により(4)~(7)を撰択添付すればよい。

なお(4)~(7)までは屋外タンク以外の製造所等についてもこれを用いることができるとしている。

また、屋外タンク以外の施設についても近く指導指針ができるものと予想されるが、当分の間は消防署の指導を得て適宜点検表を作成せざるを得ない。

しかし点検記録表は他の施設でも屋外タンクの記録表を準用することが望ましい。

## 〇キシレンは2石 石油類の分類変る

従前第1石油類としてとりあつかわれていた〇キシレンが、引火点測定器の種類変更により、測定結果が32°Cとなり第2石油類としてとりあつかわれることになった。

またエチルベンゼンも1石から2石へ分類ランクが変わった。

<解説>キシレン(キシロール)には3つの異性体があって、その引火点は〇キシレン……17.5°C、m-キシレン及びP-キシレンは共に25°Cと公認され、前者は第1石油類、後者は第2石油類と分類されていた。

(引火点測定器はエーベルペンスキー密閉式)

ところが46年消防法改正に際し、消防庁は石油類の引火点測定にはタグ密閉式又はクリーブランド開放式を使用するよう行政指導があり、キシレンのような引火性のものはタグ密閉式を使用すべきで、その結果芳香族工業会でも96%~98%〇キシレンの引火点測定を実施した結果、31°C~32°Cの測定値を測定、消防庁にも確認した。又日本化学会でもその趣旨を尊重し、次の引火点を同会で公認して48年版化学便覧に改訂掲載した。

〇キシレン	m-キシレン	P-キシレン
(引火点) 32°C	29°C	27°C

この公式文献、又は引火点の測定数値からみて、21°C以上であるから当然第2石油類としてとりあつかうべきであるということになり、1石のオルトキシレンが2石に変わったということである。

## 様式

### 屋外タンク定期点検記録表

さきにでました屋外タンク定期点検の指導指針に基き、本会では、より利用しやすいように一部改良し、次により作成して各位のご要望に供したいと案内いたします。

◇様式でいさい、B4版ヨコ長55kg上質紙片面記載式

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| ① 屋外タンク点検記録表及び点検表(8頁) | 100円 |
| (浮屋根、固定屋根共用式)         |      |
| ② 泡消火設備点検表(5頁)        | 70円  |
| ③ 屋内(外)消火栓設備点検表(5頁)   | 70円  |
| ④ 製造所等( )点検記録表(1枚)    | 15円  |
- 大阪市危険物安全協会(531-5910)

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

技研産業株式会社  
大阪市南区北炭屋町27番地(野々垣ビル)

## 定期点検の期限は 6月15日

1 昨年から本年2月にかけて危険物規制法令が次々と改正されたが、この一連の改正の中で、新たに検査、点検の制度が設けられたことがあげられる。すなわち、完成検査前検査、保安検査及び定期点検がそれである。

### 1. 完成検査前検査 (法第11条の2)

従来、製造所等は、設置又は変更 (位置、構造、設備) の許可 (法第11条第1項) を受けた後、完成検査 (法第11条第5項) を受けて使用できるとされていたが、今回、新たに、特定の製造所等については、特に安全性を確保するため、特定の工事及びその工程ごとに、特定の事項について完成検査の前に検査を受けることを義務づけられたもので、法令ではこの検査を完成検査前検査と呼んでいる。

完成検査前検査には、大別して、(イ)水張、水圧検査、(ロ)基礎・地盤検査、(ハ)溶接部検査がある。

なお、水張、水圧検査は、従前から完成検査の一部として別途検査申請をしていたものを完成検査前検査として明確化したもので実質的には新たに附加された検査ではない。

ただ、完成検査前検査申請の様式 (申請用紙) が新たに定められたことにより、従前のタンク検査申請書は、廃止され新様式の中に包含された。

従って、これらの完成検査前検査の適用を受ける製造所等は水張、水圧検査については別表のとおり、ほとんどの液体タンクに適用され、基礎・地盤検査及び溶接部検査は1,000キロリットル以上の屋外タンク (特定屋外タンク) に適用される。

完成検査前検査の申請時期は、  
水張、水圧検査……液体危険物タンクに配管その他附属設備を取り付けたり、塗装する前  
基礎・地盤検査……特定屋外タンクの基礎及び地盤の工事開始前

溶接部検査……特定屋外タンクのタンク本体に関する工事開始前

なお、その他配管テスト等を完成検査前に実施することについては、従前のとおりである。

### 2. 保安検査 (法第14条の3)

従前、特定の移送取扱所に義務づけていた本検査が、特定の屋外タンクにも適用されることになった。

保安検査は、移送取扱所や屋外タンクについて、完成検査後、使用の途中においても法定の技術基準を維持しているかどうかについて、市町村長等が行うもので、定期的検査と臨時的検査がある。

定期的検査は、10,000キロリットル以上の屋外タンクは10年に1回以上、特定の移送取扱所は1年に1回以上受けなければならないこととなっている。

臨時的検査は、1,000キロリットル以上の屋外タンクについて、不等沈下 (タンク直径の100分の1以上) 等が生じた場合に行われる。

なお、保安検査を受けないときは使用停止命令を、検査を拒んだとき等は罰則の適用をうけることになる。

### 3. 定期点検 (法第14条の3の2)

定期点検制度は、別表に掲げるような特定の製造所等について、事業主が、定期に点検し、点検結果を記録し、その記録を保存しなければならない。(点検の実務を行う者は、別途規制がある)

点検の時期は、定期的点検については、1年に1回以上行うよう定められているが、特に1,000キロリットル以上の屋外タンクについては、定期的点検のほかタンクの内部点検 (1,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の屋外タンク……10年に1回以上、10,000キロリットル以上の屋外タンク……5年に1回以上) を行わねばならないこととされている。なお、点検をしなかった場合には使用停止命令が、点検記録を作成、保存しなかった場合等には罰則の適用があることは、前記保安検査の場合と同様である。

その第1回目の期限は、52年6月15日である。

なお、とりあえず屋外タンク、泡消火設備他消火設備関係の点検の要領、記録の方法等について通達された。



**消防機器の  
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20  
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

区 分	項 目	完 成 検 査 前 検 査			定 期 点 検	保 安 検 査	
		法 11 条 の 2				法14条の3の2	法 14 条 の 3
		基礎、地盤 検 査	溶 接 接 部 査	水張、水圧 検 査	定 期		臨 時
	製 造 所	—	—	20号タンク	○10倍以上 ●地下タンクを有するもの	—	—
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	—	—	—	○150 倍以上	—	—
	屋 外 タンク 貯 蔵 所	1,000Kℓ 以 上	1,000Kℓ 以 上	全 部	○200 倍以上 ▲1,000 Kℓ 以上はほかに 内部点検	10,000Kℓ 以 上	1,000Kℓ 以 上
	屋 内 タンク 貯 蔵 所	—	—	全 部	—	—	—
	地 下 タンク 貯 蔵 所	—	—	全 部	●全 部	—	—
	簡 易 タンク 貯 蔵 所	—	—	全 部	—	—	—
	移 動 タンク 貯 蔵 所	—	—	全 部	●全 部	—	—
	屋 外 貯 蔵 所	—	—	—	○100 倍以上	—	—
取 扱 所	給 油 取 扱 所	—	—	地下貯蔵 タンク	●地下タンクを有するもの	—	—
	販 売 取 扱 所	—	—	—	—	—	—
	移 送 取 扱 所	—	—	—	●特定移送取扱所以外の移 送取扱所	特定移送 取 扱 所	—
	一 般 取 扱 所	—	—	20号タンク	○10倍以上 (容器詰替を除く) ●地下タンクを有するもの	—	—
備 考	政令 8 条 の 2 3 項 1 号	政令 8 条 の 2 3 項 2 号	政令 8 条 の 2 3 項 2 号 同 条 3 項 3 号	●政令 8 条 の 5 ○政令 7 条 の 3 (除かれるもの 規則 9 条 の 2 に 定めるもの) 規則 6 条 の 2～6 条 の 5 規則 62 条 の 4～62 条 の 8 ◎定期点検 1 年に 1 回以上 ▲内部点検 ・1,000Kℓ～10,000Kℓ 10 年に 1 回 ・10,000Kℓ 以上 5 年に 1 回	政令 8 条 の 4 第 1 項 第 2 項 政令 8 条 の 4 第 4 項 第 5 項 規則 62 条 の 2 規則 62 条 の 3		

## 屋外タンク貯蔵所定期点検（内部点検を除く。）記録表

事業所名	会社		工場		
点検対象	設置許可年月日・番号	昭和 年 月 日 第 号			
	タンク呼称番号				
	危険物の類別・品名（品目）				
	最大貯蔵量				
点検年月日	昭和 年 月 日				
点検実施者	危険物取扱者	所 属			
		氏 名	Ⓜ		
		免状の区分		免状番号	
	危険物施設保安員	所 属			
		氏 名	Ⓜ		
	上記以外の者	会社名			
		所 属			
		氏 名	Ⓜ		
		立会 危険物 取扱者	所 属		
			氏 名	Ⓜ	
免状の区分				免状番号	
保存期限	昭和 年 月 日				

## 危険物等かん定結果一覧

この一覧表は、業界等から提出された資料を、大阪市消防局で引火点等の測定を行い、鑑定したものです。なお、資料名は依頼者から提出されたもので、資料名の裏付定性分析等を行われていません。

## 大阪市消防局

試料名	引火点(°C)	燃焼点(°C)	該当品名	備考
アロマロン	141	153	第3石油類	合成樹脂エナメル塗料
RR抵抗液	31.0	45	第2石油類	
EXP-76-042	33.5	48	第3石油類	
SSA	156	164	第3石油類	
SINOTHERM 100-D	—	—	非危険物	
AKTIVATOR 100-T-1	—	—	非危険物	
AKTIVATOR 100-T-3	—	—	非危険物	
KALTHARZ T-10	105	109	第3石油類	
KALTHARZ TDE-20	94.0	97	第3石油類	
写真製版用修正液	7.0	13	第1石油類	
CRS-101	—	—	非危険物	合成樹脂塗料用シンナー
ストロンシンナー	4.0		第2石油類	
スタボンドC-111	5.0	4	第1石油類	
DAN油	136	143	第3石油類	
テクノン #100	—	—	非危険物	
テクノン #200	—	—	非危険物	
テクノン #300	—	—	非危険物	
ソフトレジソ	48.0	61	第2石油類	
DV-006	22.5	29	第2石油類	
電子部品洗浄液	—	—	非危険物	
DA-145	58.0	74	第2石油類	合成樹脂エナメル塗料
トアカロン #1000 NFレッド	—	—	非危険物	
トアカロン #1000 YZ黒	—	—	非危険物	
塗膜剥離剤 ネオリパー #180	—	—	非危険物	
No. 401710	32.0	50	第3石油類	
No. 401720	36.0	49	第3石油類	
No. 500500	6.5	11	第1石油類	
日本薬局方 グリセリン	—	—	非危険物	
ベークライトレジソ GLS 3112	17.0	27	第1石油類	
水グリコール型不燃性作動油(ハイドールHA)	—	—	非危険物	
メラミンシンナー	7.0		第2石油類	合成樹脂塗料用シンナー
四弗化エチレンテロマー n=1	47.5	55	第2石油類	
四弗化エチレンテロマー n=2	—	—	非危険物	
四弗化エチレンテロマー n=3	—	—	非危険物	
コーピロンコートMR	22.0		第2石油類	
焼入れ油	195	213	第3石油類	
ポリゾール HR-TGX	35.0		第2石油類	

### 大阪府危険物取扱者試験

## 7月3日府立大で

### 合格発表は7月28日

大阪府では7月3日府立大学で本年度第1回目の取扱者試験を行うが、6月13日、14日の願書の受付が行われ、受験者は乙種第4類4,358名、丙種710名が申請した。

合格発表は7月28日で、合格者には、8月30日免状が交付される。

### 次は9、10月頃

大阪府の次回試験は、9月下旬か10月頃に、乙種全類について行われる予定。詳細は8月上旬に決定の見込み。

### 保安講習は秋

大阪府の危険物取扱者保安講習は、秋頃の予定で、8月以降に計画が発表される見込み。

#### お詫び

危険物新聞4月号に掲載いたしました「消防設備点検料は一体いくら？」の記事で、消防設備点検費用算出例につきまして、消防新聞3月25日号の記事の一部を無断で転載し、しかも消防新聞社で算出されました料金表を、あたかも、日本消防設備安全センター発表の算出例かの如く掲載し読者の皆さまに、いろいろ誤解を与えるとともに、消防新聞社に、大変ご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫びいたします。

大阪府危険物品協会連合会

## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置 } YMオートアンロック  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 }  
泡・ガス・エア－ホーム消火装置 }

YM式オートアンロック西日本総括 } 代理店  
斉田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル(株)  
ヤマド消火器(株)

株式会社  
**三和商会**  
TEL 06 (443) 2456

## 保安用品と消火装置

総合防火商社  株式会社 **マルナカ**

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸